

# 岐 阜 県 公 報

号 外 (九) 平 成 二 十 年 四 月 一 日

## 目 次

### 訓 令 甲

岐阜県幹部会議設置規程の一部を改正する訓令

(総合政策課)

ページ  
一

## 訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十七号

庁 中 一 般  
各 現 地 機 関

岐阜県幹部会議設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

### 岐阜県幹部会議設置規程の一部を改正する訓令

岐阜県幹部会議設置規程(平成十一年岐阜県訓令甲第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「部長」を「部長(きふ清流国体推進局長を含む)」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第五号を第四号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 監査委員事務局長

### 附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

( 火 曜 日 )

発 行

( 休 日 に 当 た る )  
( と き は 翌 日 )

平 成 二 十 年 四 月 一 日

平成二十年四月一日印刷  
平成二十年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

印刷者  
印刷所  
定価一か年  
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))  
岐阜市三輪ふりとびあ十三一  
岐阜県尾文芸社